

<新規・拡充事項>

下水道総合地震対策事業の拡充

1. 背景・目的

都市機能が集積した都市中心部において下水道管渠が地震により被災した場合、経済活動や住民生活等に対し甚大な影響が発生するおそれがある。

これらを踏まえ、大規模地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、人口・都市機能等が集中した地区における下水道管渠の耐震化を重点的に推進する。

2. 概要

<交付対象>

以下の項目を現行の交付対象に追加する。

①以下の条件のすべてに該当する都市再生緊急整備地域（都市開発事業を施行する区域及び臨海部の埋立地を除く。）に埋設されている管渠及び同地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業

（ア）対象地域において都市機能が集積していること

（イ）対象地域の面積が20ha以上であること

（ウ）対象地域を有する都市の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること

②河川下管渠の耐震化事業

<制度期間>

平成25年度より5年以内に策定される原則として計画期間5年以内の「下水道総合地震対策計画」に位置づけられた施設を交付対象とするよう延伸する。

なお、下水道総合地震対策計画を新たに策定し、本事業を活用しようとする地方公共団体は、計画期間内に下水道BCPを策定することとする。

